

平成 2 8 年 第 1 4 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 8 年 7 月 2 5 日（月）午前 1 0 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子
委員	石 井 正 治

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

<p>白井教育長</p>	<p>開 会 時 刻 午前 10 時</p> <p>ただいまから、平成 28 年第 14 回教育委員会定例会を開催します。 日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と石井委員にお願いします。 続いて日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第 38 号議案、平成 29 年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>市川指導室長</p>	<p>それでは、議案審議をお願いいたします。</p> <p>平成 29 年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択について議案を提出いたします。</p> <p>小・中学校ともに知的障害学級については、通常の学級と同様に文部科学省の検定を通った教科書を使用することを原則としております。しかしながら、子どもたちの障害の種類や程度、それから、能力や適性に応じて実際の学年よりも下の学年の教科書を使用したり、文部科学省が特別支援学校用に作成した図書を使用したりすることを校長からの申請に基づき教育委員会が決定しております。</p> <p>本日、お示ししました資料は、各学校から提出されたリストでございます。この申請のとおりでよいか、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、表紙をめくっていただきまして、まず、学校整理番号 5 番の学校のリストをごらんいただきたいと思います。この表の中で区分というところがあるんですけども、この学校については、区分の中には検定という区分と一般という区分がございます。検定と書かれたところは、その教科、学年で通常の学級と全く同じ教科書を使うこととなります。</p> <p>例えば、小学校 5 年生の国語の欄をごらんいただきたいんですけども、ここでは、5 年生の枠の中に検定という区分と一般という区分が併記されています。この一般については、実際の学年よりも下の 4 年生の教科書を使うということになっています。ですので、この学校の特別支援学級では、国語の授業で一部の 5 年生が通常の学級と同じ 5 年生の教科書を使用すると、他の一部の 5 年生が下の学年の 4 年生の教科書を使用することが示されています。このように、他の学校も資料が作成しております。</p> <p>しばらく進んでいただきまして、資料の後半になりますが、学校整理番号 110 という学校があると思うんですが、そこをお開きください。</p> <p>この学校につきましては、今回の各学校から提出された申請の中で唯一検定、一般の区分以外に国語の 2 年生、それから、数学の 2 年生の著作という</p>

	<p>区分がございます。この著作という区分は先ほど冒頭に申し上げた中で、文部科学省が特別支援学校用に作成した図書という具合でございます。今回の申請の中では唯一この110番の学校のみが著作について申請をしてきているというところでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。毎年このような形で、この時期に出していただいていると思いますが、この点に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いたします。</p>
上 野 委 員	<p>今の著作というところの学校名のほうに星印がありますね、四つ。これはどういう意味なんですか。</p>
指 導 室 長	<p>文部科学省が示している著作物の中で種類が幾つかございまして、それを星の数であらわしている。ですから、星が三つのものとか二つのものとか便宜上、国がそういうふうに整理しているものでございまして、実際に学校は著作本を幾つか見た中で、子どもたちに合う物を選んでいるというところでございます。</p>
上 野 委 員	<p>その中には、著作の中にも一応は学年別につくってあるんですか。</p>
中山統括指導 主事	<p>星1から4までございまして、星4が大体小学校4年生程度のものというふうなことになって、特別支援学校用につくられた教科書でございます。</p>
尾 上 委 員	<p>今、ご説明いただいた検定と一般、著作ですよね。検定はわかりますが、一般と著作で大きな違い、著作というのはそれぞれあると伺いましたけど、どんなところが違ってくるんでしょうか、文科省がつくった教科書というのは、それもちょっとわかれば教えてください。</p>
統括指導主事	<p>一般図書といったものにつきましては、本当に一般図書でございます。例えば、こぐま社の子熊に関する本とか遊び絵本の切り紙あそびとかそういうものは、一般の本屋で売っている本です。それが一般図書と一般的には言います。著作本は国がつくった1、2、3、四つの星本になっています。</p> <p>それで、検定教科書は先生方に昨年度採択していただいた教科書になっておりまして、一般図書の中に著作本と一般図書が含まれるというふうなこと</p>

	<p>で、子どもは特別支援学校ではなくて学級ですので、適正就学を促す視点から可能な限り検定本と同じような本を選んでくださいと、ただ、お子さんの状況に応じて他学年対応も可能ですというふうなことで、学校のほうに助言させていただいております。</p>
松原委員	<p>尾上委員と同じ今の質問といいますか、著作なんですけど、毎回こういう形では多分なかったような気がするんです。それで、大変いいことだと思うんですけど、この著作という、特別、専用の子どもたちの学力といいますか、発達に応じた内容だと思うんですけども、他の出版社も多分出ているんだろうと思うんですけども、他の学校さんが著作をもうちょっと選んでもらいたいという気持ちもするんですね。その辺はどんな感じなんですかね。</p>
統括指導主事	<p>まず、特別支援の第3次計画が発信されたときに色濃く出たものは、交流及び共同学習とインクルーシブ教育というようなものをどんどん進めていこうというふうなことが計画の策定の趣旨でございます。そこで子どもといたしましては、今までばらばらだった教科書、特に特別支援学級につきましては、一般図書が広がっていたのですが、その状況の中から交流及び共同学習をするに当たっては、同じような教科書を使っていかないとなかなか授業が教科の中で進まないだろうというふうなことの趣旨で、子どもとしては可能な限り検定本にしてほしいというふうなことを促してまいりました。そして、約それから5年ぐらいたってきて、やっとここまで来ているというふうな状況でございます。</p> <p>ただ、お子さんの実態を鑑みると、やはり同学年の例えば、中学校1年生の英語を特別支援学級のお子さんに対して中学校の英語というわけにはいきませんので、他学年対応、数学に関しても国語に関してもというふうなことで、下学年対応を可能な限りするんですが、可能な限りこういう共同学習が促せるような形の教材をともに持っているというふうなことにさせていただいたというふうなことで、学校のほうにお願いしております。</p>
上野委員	<p>結局、一般と著作ですよ、具体的に出てくるのは。著作はこの110番だけでしょう。具体的にイメージとして、一般と著作との違いというのはなんかこう説明できますか。</p>
統括指導主事	<p>私の考えも含めてお話させていただければ、星本のほうにつきましては、教科書の1年生から4年生まで、中学校3年生までに仕上げる網羅的な内容</p>

	<p>になっております。一般図書というのは、先ほどもちょっとご紹介させていただいたとおり、例えば、図鑑であったりとかそういうふうなある程度お子さんの実態に応じて、生物だったら生物とか科学だったら科学というふうな特化したような内容で、それ以外のものについては教員が作成した教材を使っていくというふうなものになっております。</p> <p>1人のお子さんにつき1冊しか買うことはできないので、なかなか一般図書を買うには特別支援学校にとってはいいのかもしれないですけど、学級にとっては適正な就学を促すといった点でも可能な限り検定本というふうなことがよろしいかと、網羅的なもののほうがよろしいのかなというふうに判断しております。</p>
石井委員	<p>まず、大枠からお伺いしたいんですが、小・中学校特別支援学級における小中連携というのは今、どのようなことになっているかお伺いしたいんですが。</p>
統括指導主事	<p>特別支援学級につきましては、区立学校の小学校に設置された学級、中学校につきましては、中学校に設置された学級というふうなことになっております。ですので、もちろん小学校から中学校に上がる段階での交流みたいなことはもちろん行事としてさせていただいております。</p>
石井委員	<p>なんでそんなことをお聞きしたかということ、他学年対応ということですがごく丁寧でいいことだと思うんですが、場合によっては、これ、もう小学校でやったよというような教材が中学で使われる、そういうケースがあり得るかなと思ひまして、小中の連携がどのくらいあるのかなという、そういう疑問が出てきたわけなんです。</p>
指導室長	<p>例えば、中学校に上がったお子さんに関して言えば、当然小学校のときの学習の記録等が当然、卒業して入学するときに引き継ぎ等行います。ですから、実際に小学校での特別支援学級のときの学習実態であるとかそういったものは、特にこういった配慮の必要なお子さんたちについては、特に詳しく中学校に上がる時にお伝えしているので、実施に若干小学校でやったことが中学校でまた重なるということも当然あるかなと思ひますが、ただ、お子さんの実態についてそれぞれの学校で、その時点できちんと判断して進めているというところでご理解いただけないでしょうか。</p>

石井委員	よくわかりました。
尾上委員	私のちょっと勘違いかもしれませんが、今、お話の中で、学校は1冊の教科書というか、一般なら一般しかとれないから、できる限り著作じゃなくて一般をとという判断をされているという中で、子どもたちというのは同じ学年であっても、障害の程度とかいろいろな状況が全部違うと思うんです。そのときに、全部違う教科書、学年的なものですよね。それをやっているのかなとそんなふうに思っていたんですけども、それとは違うんでしょうか。
統括指導主事	まず、一つの学年に一つの教科書というふうなことではございません。5人いたら5人のお子さんにそれぞれ合った形の教科書が渡されるというふうなことになっています。それで、その中で一般図書と検定本とといいますと可能な限り検定本、江戸川区のお子さんたちと同じような教科書を選ぶようなことを私どもとしては推奨させていただいているというようなことになっております。
尾上委員	わかりました。著作の中でも子どもによって対応してあげるということですか、検定本は。わかりました。ありがとうございます。
教育長	よろしいでしょうか。 ご質問、ご意見、貴重なご意見いただきましたが、他にないようでしたら、第38号議案は原案のとおり決定させていただきたいと思います。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いします。
教育推進課長	教育推進課より4点の後援名義の使用申請につきまして、ご報告申し上げます。
教育長	4点全部ご説明ください。それからご質問いただきましょう。
教育推進課長	まず1点目でございます。第33回江戸川伝統工芸展、申請者は伝統工芸会の会長でございます。後援名義としましては33回目、江戸川区の後援の申請も出されております。事業の目的でございますが、伝統工芸の保護育成と伝統工芸作品を広く区民の方に理解し、親しんでいただくための作品発表展示会ということでございます。実施日時でございますが、28年9月8日

から13日まで、タワーホール1階展示ホール1におきまして、一般区民の方を対象として行います。経費の徴収でございますが、出品料ということで、1点出品をされるごとに5,000円ということになります。入場につきましては無料となっております。賞状、副賞等でございますが、教育委員会賞、それから、区長賞ということで賞状、盾の提供がございます。1点目は以上でございます。資料としては、参考としまして、昨年のチラシの写しを配布しております。

2点目でございます。行事名、江戸川区の歴史を学ぼう、講演会及び考古学入門講座でございます。後援回数は4回目でございます。申請者、江戸川区歴史民俗史話会代表であります。事業の内容でございますが、1点目が郷土江戸川区の歴史を学ぶ機会を提供する。2点目として、郷土史を研究する歴史愛好家の区民を養成する。3点目、区内から出土した土器に触れて学ぶ遺跡の学習と、後世の区民に残す江戸川区の遺跡の保存活動及び運動を行うという事業の目的です。実施日時でございます。28年10月1日から11月26日、グリーンパレス404におきまして、一般区民を対象に行うものです。経費の徴収につきましては、講演会の資料代ということで1回1,000円。そして、史話会ゼミというものが、同じく資料代として3,000円となっております。

3点目でございます。第29回三校一園合同音楽会、申請者は三校一園PTA連絡協議会会長です。28回目の後援名義になります。事業概要ですけれども、児童・生徒の音楽活動の成果をPTA、地域の方々に披露し、相互の連携と親睦を深める。参加校は、小岩小学校、東小岩小学校、小岩第一中学校です。実施日時ですが、11月3日(木)、小岩アーバンプラザのホールが会場となります。事業の対象の範囲ですが、三校の児童・生徒、そして、保護者、地域の方ということでございます。経費の徴収、それから、賞状、副賞等はございません。

4点目です。第62回書初展。後援名義は61回目でございます。同時に江戸川区の後援名義も申請がされております。申請者は小岩書道連盟理事長であります。事業目的ですが、書道の振興を図り、もって情操と文化の向上発展に資することを目的とするものでございます。ちなみに、昨度の出品数でございますが、一般高校生以上が132名、そして、教育部の中学生以下が534名でございます。実施日時でございますが、29年2月18日(土)、同じく19日(日)であります。小岩アーバンプラザにおきまして、一般区民を対象としております。経費の徴収ですが、出品料として一般の部、高校生以上が3,500円、教育部、中学生以下が800円となります。観覧に

	<p>については無料となっております。また、賞状、副賞等としては、教育委員会賞として賞状の贈呈がございます。4点につきまして、以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。この4点につきまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いたします。</p>
教育推進課長	<p>それぞれすみません。昨年度のようなものを資料としておつけしてございます。</p>
尾 上 委 員	<p>三校一園の音楽会についてですけども、この一園が閉園になってから何年たちますか。</p>
教育推進課長	<p>24年3月で閉園いたしました。</p>
尾 上 委 員	<p>そうですか。そういうふうに考えると、子どもたちにとって大事な演奏発表の場所だろうと思うんですけども、かなり長いそういう歴史があるので、タイトルとかそういうのも改めるとい、それで、また新たにスタートさせてあげるといことも大事なときがあるんじゃないかなと思います。</p> <p>長い歴史があるというのを続けていくことも大切ですけども、新たに出発させてあげるといのもどうなのかなとそんなふうにも思います。</p>
教育推進課長	<p>実は、三校一園の協議会がありまして、その中で、本会は三校一園PTA連絡協議会と称し事務局を当番校に置くと。ただし、小岩第一幼稚園が平成24年3月31日をもって閉園となったため名称のみを残すということで、皆さんの思いの中での改正がされていまだにこういう残っているというような結果があります。</p> <p>私も小岩に地域にいたものですから、やはり地域の方々の思いというものが残っているということだと思います。</p>
教 育 長	<p>尾上委員が言うとおりのところもあるし、地元の方の思いもあるんでしょう。よろしいでしょうか。</p> <p>他にいかがですか。いいですか。</p> <p>なければ報告事項を了承させていただきたいと思います。</p> <p>続いて、教職員の人事についての報告にまいります。</p> <p>この報告事項は、人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議</p>

教 育 長	<p>規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> <p>全員賛成でございます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p>
教 育 長	<p>以上をもちまして、平成28年第14回教育委員会定例会を終了します。お疲れさまでした。</p> <p>閉会時刻 午前10時50分</p>